

平成20年12月1日広陵町議会

第4回臨時会会議録

平成20年12月1日広陵町議会第4回臨時会は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝(議長)	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎(副議長)
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	柘田進
財政部長	笹井由明	事業部長	吉村元伸
水道局長	植村和由	教育委員会事務局長	松井定市
収納対策部長	坂口佳隆		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	松井宏之
書記	北橋美智代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成20年広陵町議会第4回臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:16開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	会期の決定
2	会議録署名議員の指名
3	議案第61号 新森橋架け替え工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結について
4	議案第61号 新森橋架け替え工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結について

青木議長 まず、日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会は、先の議会運営委員会において、本日、1日とすることにあらかじめ決定されております。会期をさように決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日、1日に決定いたしました。

青木議長 次に、日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第119条の規定により

12番 吉岡君

13番 松浦君

に指名いたします。

青木議長 次に日程3番、議案第61号 新森橋架け替え工事(下部工)に伴う工事請負契約についてを議題とします。朗読させます。局長!

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは本案について説明願います。柘田総務部長!

柘田総務部長 それでは議案第61号新森橋架け替え工事(下部工)に伴う工事請負契約についてを説明させていただきます。今回の橋の付け替え工事につきましては、国土交通省の地方道路整備臨時交付金の事業で補助の承認を得ているものでございます。この事業の入札状況につきましては、当初、総合評価指名競争入札といたしましたが、先の10月14日の議

会全員協議会におきましてご報告を申し上げましたように、応札者が1社となったため中止をさせていただき、改めて総合評価一般競争入札で行うこと、土木工事業の特定建設業の許可を受けていること、奈良県内に本店を有すること、土木一式工事における経審点が900点以上であること、そして土木一式工事の平均完成工事高が5億円以上の者であることとし、共同企業体の代表者についても、この条件を付し、出資比率を50パーセント以上といたしました。また、町内のA等級、A1グループ企業が共同企業体構成員として参加できるものといたしましたものでございます。また、過去10年以内に対象工事として、同種同規模の元請け実績を有することなどを条件提示いたしました。ただし、工事内容や予定価格、財政健全化価格、最低制限価格については当初と変更はございません。今回の工事契約につきましては、技術提案に係る評価基準等を設け、施工計画、企業の施工能力を評価するといった、いわゆる価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札といたしましたところでございます。つまり、施工計画におきましては、品質管理、安全管理を評価項目として6点、企業の施工能力等におきましては、表彰、ISO9900シリーズの認証取得、配置予定技術者の能力、地域精通度、奈良県における社会、地域貢献を評価項目としての8点の合計14点、14点満点で評価した評価点を基礎点の100点に加算するといった方式でございます。10月20日に公告を行い、6社の応募があり、そのうち1社は共同企業体でございました。総合評価審査委員会では技術提案書の審査を11月4日に実施し、11月14日に学識経験者の意見を参考にしながら、技術評価点の決定をおこないました。しかし、11月21日、そして11月25日に各々1社の辞退があったわけでございます。理由につきましては、これは他の工事を受注したため、技術者の確保が困難であるという理由でございました。その理由で入札辞退届が提出されております。これらのことから11月27日に4社において郵便入札による開札を執り行ったところでございます。入札結果につきましては、資料の総合評価落札方式に関する評価調書のとおりでございます。評価値におきましては、上村・北野共同企業体が54.606、株式会社清川組が、56.054、栄和建设株式会社が49.791、村本建設株式会社が51.626となり、総合評価審査会で学識経験者の確認を得るとともに、評価値の最も高い株式会社清川組を落札者に決定し、仮契約を締結させていただきました。なお、契約金額は税込みで1億8,375万円、工期は、議決の日から平成22年3月25日までとなっております。以上よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明に代えさせていただきます。

青木議長 続きまして、工事関係については吉村事業部長の方から説明願います。吉村事業部

長！

吉村事業部長 工事の内容について説明をいたします。町道百済赤部線に現在架かっております新森橋、これを撤去させていただいて、幅員の広い橋を新たに造らせていただくといい内容でございます。現在の橋は車道部分が6.5メートル、歩道部分が片側ですけれども、2.5メートル、9メートルの規模でございます。これを幅員15.8メートル、そして延長34.5メートルという新たな橋に架け替えるわけでありまして、これは県道に、現在交通停滞の原因にもなっております右折レーンが、現在はございません。この右折レーンを設けることによって、スムーズな通行に帰するというものでございます。現在、車道部分6.5メートルですけれども、車道部分10メートルとして両側に2.5メートルの歩道を設けるといい内容の橋でございます。その橋の下部工、いわゆる橋台の施工に係る事業でございます。今、現在は橋脚といひまして、橋に脚があるわけですが、堤防から堤防まで、いわゆるワンズパンで橋を架けるといいことで、いわゆる河川の流れを考えた工法で下部工を実施いたします。古寺側、いわゆる左岸側でございますけれども、ひとつの橋台、右岸側にもひとつの橋台と、この2つの橋台を設置するわけでございます。地盤を調査したなかで、いわゆる杭を打ち込みまして、その杭の上に橋台を設置するという内容です。杭の深さですけれども、左岸側が27メートル、右岸側、百済側ですけれども、26.5メートルという深さまで杭を現場で打ち込みます。それぞれの本数ですけれども、左岸側につきましては10本、そして右岸側につきましては12本という杭を設置いたします。その上に橋台を設けるわけございまして、橋台の規模でございますけれども、経寸を申し上げます。左岸側、いわゆる古寺側につきましては、5.4メートルの幅、長さが16.5メートル、こういう平面で深さ7.9メートルの橋台を設置いたします。使われますコンクリートの量は約300立米、そして鉄筋につきましては、10トンの鉄筋が使われるものでございます。先ほど申しました杭でございますけれども、直径が1.2メートル、深さが27メートルとこの10本を設置させていただきます。右岸側の、いわゆる百済側でございますけれども、平面につきまして、幅5.4メートル、長さが19メートルと、県道との取り合いの関係で若干広くなっております。深さにつきましては、同じく7.9メートル、直径につきましては、先ほど同様1.2メートル、そして長さ26.5メートルという12本を設置させていただくものでございます。当然、現在の橋を撤去していただくのも、この工事の中に入っております。撤去の時期は1月の中旬以降、今後業者と協議をしまして、来年の1月中旬以降に撤去をさせていただくと、それ以降は奥坪橋、あるいは林口橋等の迂回路のピーアールを今現在やっ

るところでございます。それとこの新森橋の下流、30メートルほどのところに現在もございます。旧の森橋、これにつきまして、中学生を中心とした通学路に利用いただくため補強をさせていただいて、工期中迂回路として使用できるように実施を予定しております。以上簡単な説明で恐縮ですけれども、よろしくご審議を賜りたいと思います。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。9番、八代君！

八代議員 私はこの建設工事、知識が疎いので、極めて初歩的な質問かも知れませんが、総合評価方式で村本建設さんが14点で、今回落札者の清川組さんは3点、11点差あるわけですね。価格差はこの計算でやりますと、村本さんの方が3,706万5,000円高かったと、11点差があるけれども落ちなかったと、或いは2番落札者の上村、北野共同企業体ですか、これ落札者と945万の差で2.5の評価点の上村が高いにもかかわらず、945万の差をカバーできなかったということなんですね。今回の場合、1点差、1点でどのぐらいの価格差があるのか。それは常にその差はどのぐらいなんかなあ。南3丁目の撤去工事のときも差がありましてね。あのときの差今ちょっと記憶ないんですがね。今回の場合はどのぐらいの差が1点差において、許容されているのか。つまり、2.5やったらなんぼまで高ければ、1番がおったんか、あるいは村本やったら、なんぼまで低かったら、落札やったんか、その辺わかれば教えていただきたい。これ1点。2つ目はですね、清川組さんの配置予定経験の技術者はないということになっているわけですが、これは工事の技術上、安全上の問題で、これは別に支障がないのか、例えば、企業の施工能力のところ、企業の社会的貢献というのは、橋の建設の技術になんら関係がない、災害協定も関係ない、本店の所在地一切関係ないですね。一番配点の大きいのがこの配置予定技術者の2点でありますけれども、ほかの点、社会的貢献、災害時協定、地域内本店所在地この4点はですね。橋の安全、強度とかに関係ないんですけれども、この一番大事な施工技術経験がなくてもかまわんのか。その辺の2つだけちょっと教えてください。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 町内の村本建設さんの場合を例に取って計算をいたしますと、最終的な評価値、清川組さんが56.054でございますが、これを評価値を上回ろうといたしますと、清川組さんの1億8,375万円に対しまして、2億300万円ぐらいの札をいただければ1位になれたと、結果でございます。1点がいくらということは、計算が成り立ちませんで、1番低かった人が、1番技術評価点の高かった会社に対して、いくらかという計算をし

ていただければ、その差が出てまいります。落札者、いわゆる評価点が高い、1番高い会社が結果として、高い金額を入れていただいておりますとその差もまた広がるということにもなりますので、この結果によって判断をせざるを得ないと思います。それと技術者については一定の経験を有する会社は施工監理は安心できるということから評価点を高くして、金額が、高い金額で入れていただいても落札ができるというふうにさせていただいております。この点数が低いと金額を安く入れないと勝てないということになるわけでございますので、価格だけでなしにその他の要素を加えて評価をさせていただくというのが総合評価方式でございます。結果としては、清川組さんが入札金額も1番低かったということで技術評価点が最高点を取られたという結果になってございます。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。4番、吉田君！

吉田議員 質疑ではないんですけどもね。ちょっと資料がないんですが。

(不規則発言あり)

青木議長 資料がないので、しばらく休憩します。

(A. M. 10:37 休憩)

(A. M. 10:39 再開)

青木議長 休憩を解き再開します。質疑を受けます。1番、山田君！

山田光春議員 柘田総務部長につきましては、はじめてなのでいろいろなところだと思いますが、どうぞホローしたってください。そんな難しい質問はしないと思いますので、基本的なことだけですので、新森橋の架け替え工事の何回か入札やられて、今日やっとこの日の当たる場所へ出てきたと、まず、それからですね、やはり初めての計画はいつからいつまでの期間をまず想定しておったんか。今日こうして下部工ができて、上部工が出来てくるわけですが、上部工できるのは最終的にはいつに完成するのか。それからいろんなところで計画がずれている、くるってるというか、そういうところがあるわけですし、どこかでこの計画がずれているところがあると思います。例えば、今、仮設道路を造っておられますけども、拡幅してやられていますが、あれは3カ所の地主から契約されて、いわゆる10月1日から来年の3月31日までこの計画をされて、いくらかのお金をはろてされてるわけですね。ということは、この上部工のこの入札の期間を見ますと、いわゆる3月31日までにこの下部工だけはできると、上部工はまったく出来ないわけですから、延長せざるを得ないと、こういうところからひとつずつ計画ができて、税金を投入して、また、こうこうこうで先送りになって、土地に対する補償金も延長さして、借らざるえないというつまらんお金がですね、

いろんなところでいってるんじゃないか、これをひとつ例を取りましたけれども、ほかにそういう例があるのかないのか。説明していただきたいと思います。それから今まで入札は何回かやられましたけれども、成立できなかった理由はなぜこういう結果になって、そうなったのか。ひとつお願いしたいと思います。それから、もうひとつ新森橋の架け替えは何年ぶりにやられるのか、基本的なことちょっとお願いしたいと思います。財源の内訳、起債の償還期間は何年かかるのか、この橋の耐用年数はいくらか、この基本的なこと、委員会でも結構ですが、教えてください。それから先ほど副町長が総合評価方式、今八代さんの質問に答えられていましたけれども、総合評価方式というのはやはり入札後に技術と価格の両面から発注業者を選定するというのは基本であると思ってるんです。ということは今説明がありましたように、この技術的能力の審査、そして総合評価を見ましてもね、ほんとうに施工計画書の中の品質管理、安全管理に0点しか採点が全くでない、清川組が0ですよ、そうしてみても、地元の村本だったら、満点の3点と3点の6点と、こういうところから見ると、この町民側からみるとですね、この工事は大丈夫なのか、いわゆる一般競争入札がなぜ、取り入れることをやめ、総合評価方式になったか、いろんな過程をみますとですね、やはり、こうした一般競争入札では工事の質が保たれないということが1点、それから工事途中で倒産してしまう業者がでかねないということのもと、こうしたことで指名競争入札制度にいろんな形で変形してきたのは流れであるわけですが、また今、この一般競争入札というものをこの広陵町は取り入れられていると、また元へ戻っているのではないかという中で考えて見ましてもですね。総合評価方式と文書に書いて、口では言うてるんですが、本来、総合評価方式というのは、本来なってないのではないのか。いわゆる今もいいましたようにですね、技術と価格の両面から発注業者を選択するというのが、技術面からみて非常に重要視されなくてはいけないのかなあ、今の説明を聞きますと技術的能力よりも値段の方の安い方を天秤にかけて、総合評価してこの清川組に落ちたというような評価しか、私たちは見えないわけですが、その辺をもう少しわかりやすく説明していただきたいと思っています。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 4点お尋ねをいただきました。そのうちのいわゆる工期の問題につきまして、私の方からお答えいたします。標準的に下部工に必要な期間といいますのは、16ヶ月を予定しております。上部工との兼ね合いにつきましてもお尋ねをいただきました。下部工の落札業者が上部工の完成するまでの間、交通安全等を中心に責任をもっていただくということで、下部工の落札者につきましても、平成22年の3月25日まで工期を委ねているわけで

ございます。上部工につきましても、近く予定では3日でございますけれども、入札が行われる予定でございます。その結果によりまして、また議会に上程させていただき考えをおりまして、上部工、下部工合わせまして22年の3月25日に完了するという予定で現在進めてまいりたいと思っております。それともう1点、現在の新森橋、何年ぐらい前につくられたものかというお尋ねでございます。私の記憶では昭和41年あるいは42年ごろに、

(不規則発言あり)

吉村事業部長 失礼をいたしました43年に完成をしているようでございます。よろしく願いをいたします。

青木議長 答弁をお願いします。山村副町長！

山村副町長 総合評価方式のいわゆるねらいは国に定めております公共工事の品質確保に関する法律に根拠があって、国土交通省、総務省ともに総合評価方式を進めるように指導を受けているわけでございます。要は指名競争入札に移っているんじゃないかというふうに山田議員はおっしゃっているわけでございますが、基本は一般競争入札をすべきという法律になってございまして、そういう基本を踏まえて、すべて一般競争入札で行うべしというのが世の流れでございます。ただ、一般競争入札は大変手間暇がかかりますし、参加される業者さんの資格審査も非常手間取るという問題がございまして、今までは指名競争入札を進めさせて来ていただいたわけでございます。しかし、そういう指導もございまして、出来る事業については一般競争入札を進めるということが基本になっているということをご理解をいただきたいと思っております。それから評価点が低いという点でございますが、これはいわゆる設計で示している技術内容について、提案をされても、それは当然守っていただくべきものということで評価はいたしませんで、0点でございます。新たな技術提案をしていただく場合について、評価をさせていただくということでございます。基本的な考えは、新たな技術提案をしていただきますと、それに係る経費が増えてまいりますので応札者は金額を高くして入れないと、割が合わないということになりますので、この分は上積みされますといい工事が出来るということにつながってまいりますので、総合評価方式のねらいはそこにもございます。そういった点を踏まえて、審査をさせていただいているということをご理解をいただきたいと思っております。

青木議長 笹井財政部長！

笹井財政部長 事業費そのものはまち交でございます。まちづくり交付金事業でございますので、財源の内訳といたしましては、契約金額の1/4相当が国庫補助金でございます。残る

起債につきましては、充当率、償還期間につきましては委員会でお答えさせていただきたいと思っております。

(不規則発言あり)

笹井財政部長 申しわけございません。まちづくり交付金事業補助率55パーセントでございます。残る財源については、起債を充当させていただきたいと思っております。償還期間、利率その他予定している財源内訳につきましては、委員会で報告をさせていただきます。耐用年数でございますが、現在の橋から架け替えまでの間は、設置後40年を経過してございます。その他、耐力度検査等々必要になってこようかというように思いますが、起債の償還期間その他参考に計算してまいりますと、やはり、40年ないし50年という耐用年数じゃないなあというふうに感じております。よろしく願いをいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 今、副町長おっしゃいましたが、一般競争入札の方が主流だと、基本だと。その基本がですね、さっき言ったようにいろんな手を挙げて、途中で工事を請けたけども、やめたとか、いろんなそういう面からみて、こういう制度はやめて、いわゆる指名競争入札制度に変形されていってるのが現実ではないかなあと思ってますよ。一般競争入札そのものが基本ではないとぼくは解釈してるんですよ。そして、指名競争入札して安全な人を役場がAさん、Bさん、Cさんというのを選んで、そしてきちんとしてるのが、そういうのが世の流れになって、そしてその上に総合評価方式というのを上乗せしてですよ、現在の入札制度が、今行われているのが、現状じゃないのかなあと私まちごうてますかね。そうだと思いますよ。それはそれとしてまた委員会でもさしてもうて、この工事単価はですね、ほんとうに妥当なのかどうかというのが、今いろんな意味で、例えば、町長、今清掃センターのね、解体工事についても、予定価格の最低制限価格のちょっとだけ上だったと、これにおいても予定価格と最低価格の間ですね、やはりこうしたものはですね、私も何回かこうしたところで、みなさんもそうだと思いますが、この値段の上下、予定価格と最低制限価格の、そのときそのときにそうして、差があって落札者が決まるというの、ほんとにいかがなものかなあとは思ったりはするんですよ。町が公共工事の予算を見積もるこの際にしようとしているの財団法人である経済調査会と建設物価調査会が発行している月刊誌、積算資料とそして建設物価、この2つでやられてますでしょ、それで業者側もこれを資料として、同じような資料をもってですよ、2つの雑誌に書いてある資材価格や工事費、労務単価などほぼ同一の資料を持ちながら、こっちで積み上げて、あっちも積み上げてきて、こうしてやっている。だいたいこ

の公共工事というのは3割から4割ぐらい多く見積もって、そしてその中で駆け引きをやってこういうことが決まると、こういうのをですね、ずっとむかしから今日まで中味はいっしょ、表の顔図等は総合評価方式や一般競争入札、指名競争入札なり表面の代名詞はかえてても、中でやって積み上げてくるのはなんらかわらない、結局、業者が見積もるのも、町が見積もるのも、そこで何パーセントぐらいをこのかけ算をして、予定価格にしてんのか、また、最低価格にしてんのか、その辺は町長、判断されるんでしょ。その辺はどういう風に、裏側を見せてもらうとですよ、どんな形でこの予定価格、最低価格というものが出てるのか。どうでしょう

青木議長 答弁は、山村副町長！

山村副町長 設計金額はおっしゃるとおり、積算単価というのも、国、県から示されておりますし、その単価を用いておりますし、いろんな資材については建設物価というところからとりますし、また、必要なものは見積もりを取って設計をするということになっておりますので、実勢に近い価格を導き出すのが、設計金額ということになってございます。予定価格につきましては、基本的に国や県が指導するのは、設計金額イコール予定価格であるというふうに指導をいたしております。ただ、広陵町の場合は設計金額からいくらか引かせていただいて予定価格を算出いたしまして、さらに財政健全化価格ということは、予定価格から5パーセント引かせていただいて、財政健全化価格を設定いただいております。最低制限価格については、予定価格の70パーセントを設定させていただいているわけでございます。ただ、事業によっては、旧清掃センターの解体に関しましては、予定価格の65パーセントを最低制限価格に設定させていただいております。いろいろ事業の種目によって、最低制限も協議をしながら決定をさせていただいているというのが実情でございます。土木工事については、そういったルールで進めさせていただいております。建築については、また設計事務所の方で積算をしていただきます。基本的には建築は見積もりが中心になっておりますので、見積書を設計金額に、設計書としてまとめていただき、最終的に土木と同じような率で予定価格、財政健全化価格、最低制限価格を決定をさせていただいているというのが実情でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。4番、吉田君！

吉田議員 今、一般図等配付していただいたんですけども、できましたら議案書と同時にいただきたいと思います。今、私図面を見さしてもらったんですけども、設計条件の右のはしの囲んでるなかでね、アール1, 700から直線という表示してるんですけどね、これ直線にできなかったのかなあと、といいますのは曲線からアールが入っているということで、非常

に構造的に、工程的には問題ないんですけど、施工上、支部と中間の、なんぼかの誤差が生じてるんですけども、直線であればおそらく状態だと思うんですけども、この中で、こういうような形で、全体の前後の関係でされてたと思うんですけども、こういう上部、当然、上部になってくるわけですけども、上部の中でアールと直線、それと直線のみの設計、あるいはまた金額的にはどのぐらいの差ができるのかなあ。今ちょっと無理だと思うんですけどね、答弁の方は。委員会でも多分、無理だと思います。その辺を専門的な方もおられるから、できるだけ直線を使って、そんな高速道路でもないし、四車線の道路でもありませんので、できるだけ構造物については直線を用いると、あと、前後でアールを入れるとか、あと、土のなかでアールをいれるとかというふうなことをされた方がよかったんじゃないかなと、ちょっと疑問というか、ちょっと専門的なことになるんですが、その辺もしっかりと、今後、こういうことも認識のもとで、いろんな行政のなかでは出てくるはずですよ。ひとつ間違えれば、それがずっと尾を引いているというような状態になりかねませんのでね。広い意味で質問してもらいましたので、その辺専門的な方に聞かれて、いつでも結構です。これは、お答えください。よろしくをお願いします。

青木議長 よろしいですか。ほかに質問ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 これだけ不況になっているわけですから、できるだけ町内の仕事をしておられる方にですね、町の仕事もしていただけたらいいのになあという思いをもっております。技術的にとか、規模のことだとか、専門の職員の方の配置のことだとか、いろいろな制限は当然にあると思うんですけど、今回の工事でもそれらのところについては、手が出せないところもあるけれども、中小の地元でなじみのある工務店さんがちゃんと仕事ができるような枠もきちんと取っていただくということが、町の姿勢でも重要なことではないかというようにこれまでも主張してきましたが、今度もこのように感じております。そういう視点で、今度の工事について、何とか、地元にもやってもらう仕事はないのかという区分けをですね、試みられたのかどうなのか、そんなことをどのように努力されたのかについて説明を求めます。

青木議長 答弁をお願いします。山村副町長！

山村副町長 この前の議会でも同様の質問をいただいたかと思っております。今回のこの工事については、2年近くに及び工期を設定をさせていただいておまして、安全管理等について責任をもって、請け負っていただいた会社に管理をしていただくという観点からいろいろと経費とそういった工事管理を含めて、地元にも発注できるものは、地元にも発注させていただくという基本姿勢は変えてございませんが、そういった視点で今回はこの部分を1社で管理をして

いただくというのが妥当と判断をいたしましたので、今回の発注とさせていただいた次第でございます。町としても地元業者のために工事を発注させていただくという基本姿勢は変わってございません。請け負っていただいたこの会社についても、いわゆる下請けに町内企業さんを使っていただくという努力をしていただくように条件にいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。おはかりします。本案を厚生建設委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました

青木議長 委員会で審査される間、しばらく休憩します。

(A. M. 11:02 休憩)

(A. M. 12:08 再開)

青木議長 休憩をとり、再開いたします。次に日程4番、議案第61号を議題とします。本案について、厚生建設委員会の審査の結果をご報告願うことにいたします。厚生建設委員長吉田君！

吉田厚生建設委員長 厚生建設委員会は、本日の本会議において付託されました1議案について、本日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。議案第61号、新森橋架け替え工事（下部工）に伴う工事請負契約の締結については、かねてから懸案となっておりました工事の入札が先日成立し、工事の本契約を結ぶために議会の議決を求めているもので、今回の入札に関する詳細説明を受け採決の結果、議案第61号は全員一致で可決すべきものと決しました。以上簡単ではありますが厚生建設委員会の審査結果報告といたします。終わります。

吉村事業部長 議長！

青木議長 はい、それではさきほどの委員会より吉村事業部長の答弁をお願いいたします。吉村事業部長！

吉村事業部長 先ほど、委員会において、細かい数字についても報告をせよということでございました。賃借料について説明をいたします。賃借いたします筆数は3筆でございます。所有者もそれぞれおられまして3人の方と契約を結ばせていただいております。借り上げいたします期間は20年10月1日、すでに入っております。工事の終わります22年3月31日

まで18ヶ月間お借りをすると言う内容でございます。借り上げいたします面積は3筆合計いたしまして125平米でございます。賃借料の基礎単価でございますけれども、平米当たり3万6,000円という評価に基づきまして、年間3万6,000円に対する6パーセントということで、年当たり、2,160円でお借りをしている内容でございます。18ヶ月分でトータルいたしますと48万4,920円という内容でお借りをするものでございます。以上報告をいたします。

青木議長 ありがとうございます。それではさきほどの委員長報告に対しまして、審議いたします。議案第61号新森橋架け替え工事（下部工）に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。さきほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論を打ちきり採決をします。議案第61号は委員長の報告のとおり、原案可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議されました事件はすべて終了しましたのでこれにて会議を閉じます。

平成20年第4回臨時会をこれにて閉会をいたします。

（A. M. 12 : 13 閉会）

以上、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成20年12月1日

広陵町議会議長 青 木 義 勝

署 名 議 員 吉 岡 章 男

署 名 議 員 松 浦 敏 信